

## 公告第22号

## 長野県市町村職員共済組合運営規則の一部変更について

長野県市町村職員共済組合運営規則の一部を次のとおり変更することについては、地方公務員等共済組合法第10条第2項の規定により、令和6年12月23日付けで理事長において専決処分したので公告する。

令和6年12月23日

長野県市町村職員共済組合

理事長 山村 弘

## 長野県市町村職員共済組合運営規則の一部変更について

長野県市町村職員共済組合運営規則（昭和37年公告第4号）の一部を次のように変更する。

第5条中「遅滞なく」を「5日以内に」に改める。

第6条第1項中「、組合員被扶養者証、組合員証等再交付申請書」を「（任意継続組合員及びその被扶養者に係るものを除く。次項において同じ。）」に改め、同条第2項中「組合員被扶養者証又は」を削る。

第6条の2の見出し中「組合員証」を「資格確認書」に改め、同条中「第100条第3項、」を削り、「、第110条の6第5項及び第184条第3項」を「及び第110条の6第5項」に、「組合員証、組合員被扶養者証」を「資格確認書」に、「限度額適用・標準負担額減額認定証、特定疾病療養受療証、任意継続組合員証及び任意継続組合員被扶養者証」を「特定疾病療養受療証、限度額適用認定証及び限度額適用・標準負担額減額認定証」に、「又は」を「若しくは」に改め、「更新」の次に「又は被扶養者に係る確認」を加え、同条を第6条の3とする。

第6条の次に次の1条を加える。

（資格確認書の交付申請等の手続）

第6条の2 施行規程第3章の規定による資格確認書の交付又は提供に係る申請書（任意継続組合員及びその被扶養者に係るものを除く。）、資格確認書の再交付に係る申請書（任意継続組合員及びその被扶養者に係るものを除く。）又は資格情報通知

書の再通知に係る申請書（任意継続組合員及びその被扶養者に係るものを除く。）の提出は所属所長を経て理事長に提出しなければならない。

- 2 施行規程第3章の規定による資格情報通知書（任意継続組合員及びその被扶養者に係るものを除く。）の通知又は資格確認書（任意継続組合員及びその被扶養者に係るものを除く。）の交付は、理事長が所属所長を経てしなければならない。

第17条第1項、第17条の2第1項、第17条の3第1項、第17条の4第1項及び第17条の5第1項中「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を「特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」に改め、第17条の5第2項中「期末手当及び」の次に「勤勉手当並びに」を加え、第17条の6第1項、第18条第1項及び第18条の2第1項中「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を「特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」に改める。

#### 附 則

この変更は、公告の日から施行し、第17条から第18条の2までの変更規定（「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を「特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」に改める部分に限る。）は令和5年9月1日から及び第17条の5第2項の変更規定（「期末手当及び」の次に「勤勉手当並びに」を加える部分に限る。）は令和6年4月1日から並びに変更後の第5条、第6条、第6条の2及び第6条の3の規定は同年12月2日から適用する。